

「月次支援金」とは？

対象は？ 一時支援金と何が違う？

いつから受付？ 申請方法は？



今年4月以降の緊急事態措置やまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という)で大きな痛手を被った中小企業や個人事業主のために、新たな支援策「月次支援金」が始まります。

対象要件は2つ

(要件1)

業種・所在地を問わず、支給の対象になります

対象措置の影響を受けた中小企業や個人事業主

2021年4月以降に対象措置が実施された地域において、**要請による休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引がある事業者**や、これら地域における**不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者**が対象です。例えば次のような事業者になります。

対象措置の影響を直接受けた事業者

- 飲食料品店、衣料品店、美容院等、日常の店
- 学習塾や習い事の教室
- クリニックや福祉施設、ドラッグストア
- スポーツ施設や劇場、博物館
- 旅館、レンタカー、タクシー、旅行代理店

対象措置の影響を間接的に受けた事業者

- 土業等の専門サービス事業者
- システム開発等のITサービス事業者
- 映像・音楽・紙媒体のデザイン制作事業者
- 飲食料品の卸売事業者
- 農業や漁業を営む事業者

※ 対象月において、地方公共団体による**休業・時短営業要請に伴う「協力金」**の支給対象となっている事業者は、**対象外**となります。

(要件2)

月ごとの判断！

飲食店等は、「協力金」の対象事業者かどうか、まずご確認ください。

その月の売上が、2019年又は2020年の同じ月(基準月)の売上より50%以上減少

月ごとに申請 下がった売上金額分だけ支給されます

申請は上記要件に該当する月ごとに行い、基準月と売上との差額が支給されます。

給付額 = 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上
 上限は、中小法人等が20万円/月、個人事業者等が10万円/月

事業者単位の給付です。**店舗単位、事業単位ではありません。**

「一時支援金」とは、何が違うの？

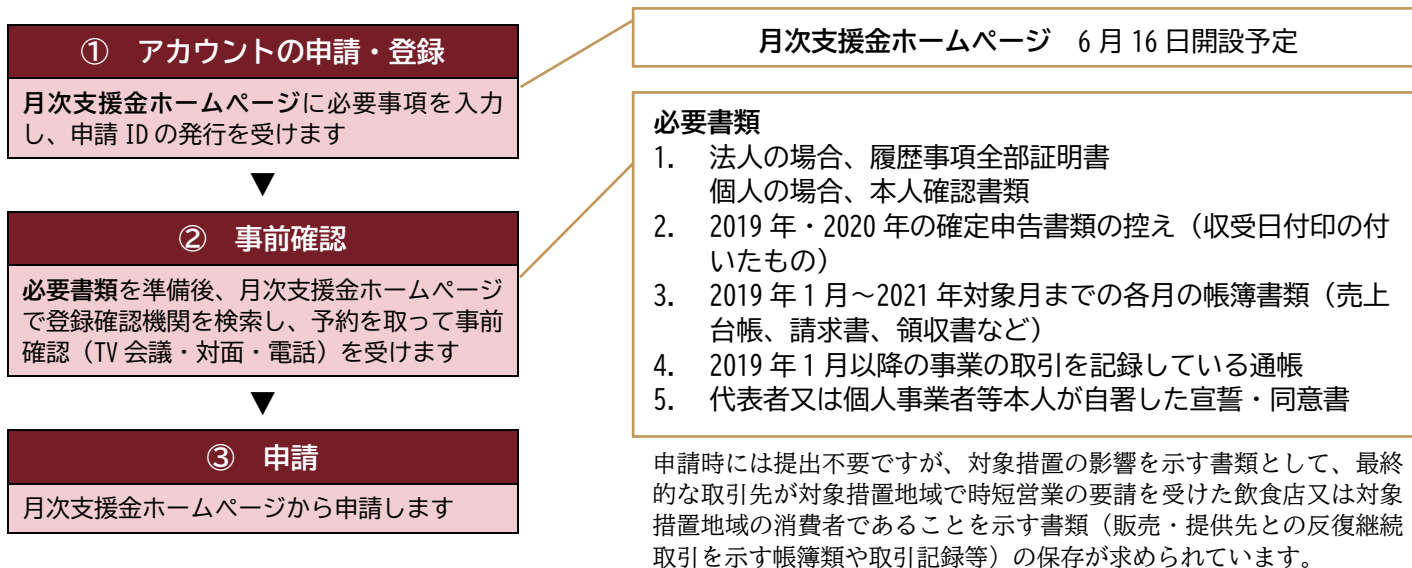


まず、対象となる期間が異なります。「一時支援金」は今年1月の緊急事態宣言に伴う支援策であり、「**月次支援金**」は**4月以降の対象措置の影響が対象**となります。

支給要件も異なります。「一時支援金」は1~3月のいずれかの月の売上が対象月の50%以上減少していることが要件でしたが、「**月次支援金**」は**月ごとに判断**されます。このため、「月次支援金」では**月ごとの申請が必要**ですが、**2回目以降や既に一時支援金を受給している場合は、手続きが大幅に簡略化**されます（次項「申請手続きの流れ」の※をご参照ください）。

申請手続きの流れ

1回目の申請のみ「**①アカウント申請・登録**」と「**②事前確認**」があり、必要書類も多くなります。



※ 「一時支援金」の受給を受けている場合、及び、2回目以降の「月次支援金」の申請時には、事前確認が省略されます。また、提出書類についても、既に提出済の書類が省略されます（修正・追加の必要がある場合を除く）。新たに必要となる書類は、それぞれ次のとおりです。

- 「一時支援金」の受給を受けている場合：
「宣誓・同意書」及び「2021年の対象月の売上台帳」をご用意ください。
- 2回目以降の「月次支援金」の申請：
「2021年の対象月の売上台帳」をご用意ください。「宣誓・同意書」はオンライン確認となります。

申請期間

対象月	申請期間
2021年4月・5月	2021年6月16日～8月15日
2021年6月	2021年7月1日～8月31日

お問合せ先 月次支援金事務局 申請者専用相談窓口 0120-211-240